

いじめ防止基本方針

堺市立津久野中学校

1 いじめに対する基本認識

生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものを含む）で、起こった場所は学校の内外を問わない。また、いじめか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) 生徒同士がお互いの人格を尊重する態度を養うような指導を行う。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを解消させることを学習しておく。
- (10) 学校の教育活動を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促していく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。学校は、たとえ些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、常に子どもの危険信号を見逃さないようアンテナを保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり対応する。

- (1) 子どもの些細な変化に気づく。
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。
- (3) 保護者と情報を共有する。
- (4) 地域と日常的に連携する。

(5)関係諸機関（警察、子ども相談所など）と連携する。

活用すること いじめ対応チェックリスト アンケート調査 校内巡視 教育相談 家庭訪問
ネットいじめ防止プログラム 地域行事や会議への参加 協働委員会等

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を個人情報の取り扱いに配慮しながら行う。
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省をさせる。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

5 再発防止に向けて

いじめは絶対に許されないという認識を職員が常に持ち続け、いじめのない学校をめざし続ける。

- (1)生徒への継続的な指導、支援を行う。
- (2)保護者への定期的な連絡をする。
- (3)関係諸機関と連携する。
- (4)いじめのない学級（学年、学校）づくりに向けた指導を行う。
- (5)いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6 いじめアンケート調査の実施

年間3回（各学期に1回）、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

7 教育相談の実施

年間2回（1，3学期に1回）、教育相談を担任と実施する。その際、教育相談に向けての事前アンケートを実施する。教育相談がいじめ発見だけの場ではなく、いじめをおこさない生徒たちへの指導、クラスづくり、学年づくりに繋げていく。

8 特に配慮が必要な生徒について

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（被災生徒）
- ・新型コロナウイルスに感染した生徒、および濃厚接触者に特定された生徒

9 校内いじめ対策委員会の設置及び校内研修の実施

生徒指導委員会の構成員（校長・教頭・養護教諭・生徒指導主事・学年生徒指導担当）で組織する「校内い

じめ対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。また、全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを初めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

10 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、いじめに関する校内研修を最低年間1回実施する。重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

11 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、1年生を対象にネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

12 重大事態への対処

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意する。

13 「いじめ解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするとはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

いじめ防止対策基本方針における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなどにおいて、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めるこ

と。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。

(3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。

(4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。

(5) いじめを、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。

(6) 学校評価においては、いじめの有無のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や・目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。

(7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

いじめ防止に関する年間指導計画

堺市立津久野中学校

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	担当者・外部専門家等
4	始業式 内科検診 身体測定 家庭訪問（1年のみ）	校内いじめ防止対策委員会（毎月開催）の発足 特別活動「楽しいクラスをつくろう」 西堺協働員連絡会（～3月） ◎毎月開催 教育相談 教職員研修（人権）	生徒指導担当 担当学年 生徒指導主事，協働委員 指導主事，警察署，子ども相談所 学年主任 研修担当
5	校外学習・部活動保護者会 修学旅行・中間テスト	いじめ防止対策委員会	生徒指導担当
6	青少年健全育成協議会 地域ふれあい清掃 期末テスト	西区生徒指導主事情報交換会（毎月開催） 携帯・スマホ安全教室 非行防止教室 いじめ防止対策委員会	生徒指導主事 地域役員，PTA 生徒指導担当 生徒指導担当
7	個人懇談会① 水泳大会	いじめアンケート① 校区巡回 いじめ防止対策委員会	学年主任 警察署，生徒指導主事 PTA，生徒指導主事 生徒指導担当
8	夏季休業	生徒会のつどい 教員研修会（特別支援・生徒指導） 校区巡回	生徒会担当 研修主任 PTA，生徒指導主事
9	総体 体育大会	いじめ防止対策委員会	生徒指導担当
10	中間テスト	校区巡回（地区祭礼） 教員研修会（体罰） いじめ防止対策委員会	生徒指導主事 研修主任 生徒指導担当
11	文化学習発表会 こどもカーニバル オープンスクール	ネットいじめ防止プログラム いじめアンケート② いじめ防止対策委員会 小学生授業・部活動体験	担当学年 学年主任 生徒指導担当 生徒指導担当 小中連携担当
12	個人懇談会② 期末テスト 冬季休業	いじめ防止対策委員会	生徒指導担当
1	卒業テスト	健全育成啓発研修会 いじめ防止対策委員会	地域役員，PTA 生徒指導担当
2	スキー実習 学年末テスト	いじめアンケート③ 教育相談 いじめ防止対策委員会	学年主任 学年主任 生徒指導担当
3	卒業式 終了式	学校評価 いじめ防止対策委員会	管理職 生徒指導担当